

(1) 自立活動とは

自立活動は、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導です。学校教育法第72条に、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。**」とあり、この下線部に関わる部分が「自立活動」の指導を中心に行われるものです。

(2) 自立活動の教育課程上の位置付け

授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心に、各教科等の指導においても自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければなりません。自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めていると言えます。

また、小学校又は中学校の特別支援学級や通級による指導において特別な教育課程を編成する場合に、自立活動を取り入れるなどして、実情にあった教育課程を編成する必要があることが示されています(小学校、中学校学習指導要領解説総則編)。

(3) 自立活動の指導の特色

指導計画は個別に作成されることが基本です。個々の障害の実態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本なので、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成することになるのです。

また、個別の指導計画による指導は、個別指導の形態で行われることが多いですが、指導の目標を達成する上で、効果的である場合には、集団を構成して指導することも考えられます。ただし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に留意することが必要です。

(4) 自立活動の内容とその取扱いについて

自立活動の内容は六区分 27 項目です(次ページ参照)。ここに示された内容をすべて取り扱うものではなく、実態に応じて必要な項目を選定して取り扱います。選定した項目を相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定していきます。

(5) 自立活動の目標

自立活動の目標については、特別支援学校幼稚部教育要領(第2章 自立活動1)、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第7章第1)、特別支援学校高等部学習指導要領(第6章 第1款)に、それぞれ示されています。

個々の幼児、小学部は「児童」、中学部は「生徒」、高等部は「生徒」が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

一部引用：埼玉県特別支援教育指導資料【自立活動の指導資料】(平成23年3月 埼玉県教育委員会)

(6) 自立活動の内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章（平成29年4月告示）
特別支援学校高等部学習指導要領 第6章（平成31年2月告示）